

平成23年3月23日

一般競争入札参加業者 各位

新潟市 技術管理課

平成23年度 総合評価方式入札に伴う留意事項について

平成23年度の総合評価入札方式における技術資料の提出方法の変更および評価基準の改定等について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 技術資料の提出方法等の変更について

(1) 提出方法

技術資料（自己評価表等）の提出を原則、新潟市のホームページの「申請・届出の総合窓口（電子申請）」による提出のみに変更します。

ただし、案件によっては技術資料（自己評価表等）を郵送でも受理する場合があります。その際は、入札公告の個別説明書に記載します。

(2) 提出期間

技術資料（自己評価表等）の提出期間は、これまで入札書の提出期間と同日としていましたが、質疑書提出締切日の翌日から入札書受付の前日までの期間に変更します。

技術資料の提出期間については、入札公告の個別説明書に記載します。

特別別簡易型（区役所発注）のスケジュールの例

日数経過	区 分	備 考
初日	入札公告公表日 申請申込受付開始	
上記7日後	申請申込締切日	
上記4営業日後	質疑書提出締切日	原則、質疑書提出日から4営業日以内に回答
上記4営業日後	技術資料受付開始日	
上記2営業日後	技術資料締切日	
上記翌営業日	入札受付開始	
上記2営業日後	入札締切日	
上記翌営業日	開札	総合評価点の決定
上記翌営業日	落札候補者の公開	
上記翌営業日以降	参加資格確認 疑義受付・回答 技術資料審査	
上記4営業日後	落札者の決定・契約	疑義がある場合は7営業日後

※上記は、通常のスケジュールを示すものであり、場合により変更することがあります。

## 2 評価基準の改定について

評価基準の改定の概要については、次のとおりです。

詳細については、「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」および「自己評価にあたっての留意事項」を参照してください。

### (1) 評価の区分および評価点

平成23年度

区 分	技術評価点	価格評価点	総合評価点
特別簡易型 地域貢献度評価型 施工実績評価型 I型 施工実績評価型 II型 施工実績評価型 III型	28	75	103
簡易型 A型 B型 C型	33	70	103

(参考：平成22年度)

区 分	技術評価点	価格評価点	総合評価点
特別簡易型 地域貢献度評価型 施工実績評価型	25	80	105
簡易型 A型 B型 C型	28	75	103

### (2) 企業の実績としての工事成績（平均点）

工（業）種ごとに工事成績評定点の平均点を算定し評価します。

また、算定の基となる工事成績評定については、対象期間が公告の公表日より変動します。

### (3) 配置予定技術者の実績としての工事成績（追加項目）

配置予定技術者が主任技術者（監理技術者）として従事した同種工事の工事成績評定点について、新たに評価することとします。

### (4) 配置予定技術者の実績を評価する工事従事の判断基準の明確化

配置予定技術者の実績は、契約工期全てに従事していた工事、または技術者が途中交代した場合においては、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2/3以上に従事していた工事を評価対象とします。

(5) 優良工事表彰等

優良工事表彰の評価対象となる工事を同種工事に限定します。

さらに、優良工事の表彰を受けていなくても工事成績評定点が80点以上の工事については、表彰の推薦対象になることから新たに評価の対象とします。

また、優良工事表彰については、これまで共同企業体での受賞について評価の対象としていましたが、工事成績評定と同様に出資比率にかかわらず対象としないことに変更します。

(6) 市内企業の活用（追加項目）

市内企業の活用を促進するため、地域貢献度の評価項目に「市内企業の活用状況」に関する評価項目を選択項目として追加します。

この評価項目は、当該案件の請負金額に対し、自社施工及び一次下請施工における市内本社（本店）の企業が施工する工事費総額の割合（活用率）に応じて評価します。

なお、しゅん工の結果、受注者の責により当初自己評価した活用率を満足できなかった場合は、当該案件についての工事成績評定を次のとおり減点します。

減点値 =  $8 \text{ 点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha$ （小数点以下第1位四捨五入整数止）

$\alpha$  : 落札時の「市内企業の活用」の技術評価点

$\gamma$  : 達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点

8点 : 新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当点

## (7) 雇用状況

雇用状況の評価で加点評価され契約できる件数制限について、次のとおり変更します。

- ①配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。
- ②上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。
- ③同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の若い順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。
- ④落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。  
ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。
- ⑤上記④で順位が繰り上がり、新たに落札候補者となった者については、その案件については件数に数えません。  
(これにより3件を超えて落札候補者となる場合があります。)
- ⑥技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上での落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。

総合評価全般の問い合わせは、メールで下記問い合わせ先までお願いします。

回答は、質問者にメールで回答すると共に、質問内容によりホームページに掲載します。

### 【 問い合わせ先 】

土木部 技術管理課 技術管理係

電 話：025-226-3077 (直通)

E-mail：gijutsu@city.niigata.lg.jp